

# 吉野川市教育委員会会議録

招集年月日	令和5年1月19日		
招集の場所	吉野川市役所東館3階 会議室		
開閉会日時	開会	令和5年1月27日	午前9時
	閉会	令和5年1月27日	午前9時35分
出席委員	教 育 長	栗 洲 敬 司	
	委 員	熊代雄一郎	委 員 川村徳子
	委 員	栗原奈麻美	委 員 貞野雅己
	委 員	山口奈美	
出席職員	副 教 育 長	馬 郷 宏 治	副 教 育 長 阿部敏和
	教育総務課長	小 林 義 典	生涯学習課長 近藤秀樹
	学校教育課長	吉田みずほ	学校給食センター 岡田裕仁

## 議案

- (1) 吉野川市文化財保護審議会への諮問について
- (2) 指定校変更及び区域外就学について

## 報告事項

- (1) 区域外就学について
- (2) 令和5年二十歳を祝う会及び第69回徳島駅伝について

## 教育長報告

## その他

## 会議の経過

栗洲教育長	<p>ただいまから、1月の吉野川市定例教育委員会を開会します。 教育長及び委員の過半数が出席しており定足数に達しています。 本日の会議録署名委員に、 委員、 委員を指名。 それでは、議案(1)「吉野川市文化財保護審議会への諮問」について事務局より説明をお願いします。</p>
近藤生涯学習課長	<p>議案(1) 吉野川市文化財保護審議会への諮問についてご説明いたします。 1ページをご覧ください。 吉野川市文化財保護条例第10条第1項にある規定によりまして、市内に存する文化財のうち、重要なものとして、資料にございます(1) 御蔵御拜知田畠高物成帳、(2) 喜来村全図、(3) 曾我廻家五九郎直筆の書の3つの文化財につきまして、市指定文化財に指定したいと考えております。 文化財を指定するためには、吉野川市教育委員会事務委任等規則第2条第14号に基づき、教育委員会の議決を経て、吉野川市文化財保護審議会に諮問することになっておりますので、今回の定例教育委員会においてお諮りするものでございます。 それでは、順に説明いたします。 まず、(1) 御蔵御拜知田畠高物成帳についてでございます。 別添資料1-1ページをご覧ください。 種別、有形文化財、古文書、名称、御蔵御拜知田畠高物成帳、員数1点、所在地、吉野川市山川町山路158番地3、所有者、梯 清二、法量、縦11.7cm、横30.9cm、厚さ1.5cm、形状、長方形の和紙製台帳、表紙・裏表紙は厚手の白表紙で、通い帳式に綴じてあり、中身は半紙大を二つ折りにして86枚、年代は、江戸時代後期、現状は、徳島県立文書館に寄託し、管</p>

理していただいております。

この御蔵御拝知田畠高物成帳は、通称、丹兵衛日記と呼ばれており、通い帳式古記録でございます。瀬詰村に住む丹兵衛は百姓でございまして、この帳は当初、田畠高物成帳として使用するために作成されましたが、相続く吉野川の洪水による荒れた田畠の復旧状況を書くうちに、世間の出来事や家のよろこび事などを書き加え、日記風となっていたものでございます。

資料1-2から1-3ページをご覧ください。

これは猪井達夫著「丹兵衛日記」157ページから159ページに記載されている丹兵衛日記についての年表でございます。

続きまして、1-4ページをご覧ください。これは、御蔵御拝知田畠高物成帳の表紙でございます。墨書きしてあったようですが、かなり摩滅している状態の写真です。1-5ページ、1-6ページは天保の大飢饉時の米麦藍等の取引相場、1-7ページ、1-8ページは、吉野川の氾濫等の自然災害、1-9ページ、1-14ページは、徳島市勢見の金刀比羅神社の石燈籠を建立したことや香川県琴平町の金刀比羅宮に高灯籠が建立されたこと、その他のページにつきましては、文化・風習のほか、大坂で起きた大塩平八郎の乱や安政南海地震の徳島県内の被害状況など日本史上の重大な出来事まで記録されている部分を抜粋しています。

この御蔵御拝知田畠高物成帳の指定基準は、市有形文化財の指定基準、古文書の部、第1項、本市の歴史上重要と認められるものに該当すると思われ、後世に残すべき大変貴重な史料でございます。

次に、(2) 喜来村全図についてでございます。

別添資料2-1ページをご覧ください。

種別、有形文化財、古文書、名称、喜来村全図、員数1点、所有、吉野川市、所在地、管理者、市教育委員会生涯学習課、法量、縦77cm、横106cm、形状、長方形の和紙、年代、明治初期、この喜来村全図は、旧鴨島町時代に寄贈され、長年税務課で保管されてきましたが、2021年11月から市教育委員会生涯学習課の文書保管庫で保管しております。

喜来村全図は、西尾村敷地地区で藍師兼藍商人として活躍した、須見家、屋号やまかく、須見千次郎氏（衆議院議員）が所有していた喜来村の全図であり、須見家所有の藍畑を管理するために使用されていた地図でございます。地図は、明治5年から22年の間に作成されたものであると推定され、この地図からは、かつては藍商人が広大な土地を所有し藍畑が広がっていた時代から、養蚕・製糸業に転換していき、世界遺産富岡製糸場を運営していた片倉製糸紡績工業（株）の巨大な工場が立地し、その後衰退撤退。現在は市街化区域となり開発が進み、住宅団地となったこの地域の、土地利用の変遷を知ることができる貴重な資料でございます。

2-2ページをご覧ください。喜来村全図とその地図が入っていた紙袋の写真、2-3ページは土地利用の比較が出来る現在のハザードマップの写真でございます。

この喜来村全図の指定基準につきましても、市有形文化財の指定基準、古文書の部、第1項、本市の歴史上重要と認められるものに該当すると思われ、後世に残すべき大変貴重な史料でございます。

最後に(3) 曾我廼家五九郎直筆の書についてでございます。別添資料3-1ページをご覧ください。有形文化財、歴史資料、曾我廼家五九郎直筆の書、員数2点でございます。

まず、1点目は、明治から昭和初期にかけて東京浅草で活躍した喜劇俳優、曾我廼家五九郎が故郷に贈るために昭和6年春に揮毫した直筆の書「郷土」でございます。「郷土」の写真は、3-2ページをご覧ください。この「郷土」の所在地は、吉野川市鴨島町鴨島696番地14（吉野川市文化研修センター）、所有、吉野川市、管理者、市教育委員会生涯学習課、法量、縦42cm、横104cm、形状、横長和紙に墨書き、名前下に落款印がございます。

次に、2点目は、映画や演劇で有名となった「ノンキナトウサン」役の自画像でございます。「自画像」の写真は、3-3ページをご覧ください。この「自画像」の所在地は、吉野川市鴨島町鴨島甲1番地1（吉野川市鴨島公民館）、所有、吉野川市、管理者、市教育委員会生涯学習課、法量、縦

5 3 cm、横 3 3 cm、形状、縦長和紙に墨書き、名前下に落款印がございます。

2点どちらも、五九郎の名が墨書きされ同じ落款印が押印されています。「郷土」「自画像」の直筆の書、2点の指定基準につきましては、市有形文化財の指定基準、歴史資料の部、第2項、本市の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特により高いものに該当すると思われ、後世に残すべき大変貴重な史料でございます。

なお、3-1から最終ページですが、朱書きで見え消しされた1点、報恩寺でございます曾我廼家五九郎直筆の書「ひょうたんの掛け軸」につきましては、所有者並びに管理者である報恩寺の承諾が得られなかったことにより指定はいたしません。なお、「ひょうたんの掛け軸」についての資料は、3-4ページ、3-5ページとなっておりますのでご高覧ください。

以上、ご説明いたしました(1)から(3)の3つの文化財につきまして、吉野川市文化財保護審議会へ諮問してよろしいか、ご審議をお願いします。

なお、吉野川市文化財保護審議会からの答申は、2月中旬を予定しております。よろしく願いいたします。以上です。

栗洲教育長 たいいまの件について、ご質問、ご意見等があればお願いします。

委員 (1)の件なのですが、市の指定というのがどのようなことかよく分からないのですが、指定前と指定後では何か変わるのですか。(1)以外は指定されると市教委で保管するという事になっていと思うのですが、(1)に関しては、資料からはそのようなことは見受けられないので、どのような意味で指定ということなのかと思ひまして。

近藤生涯学習課長 現状は、ご説明いたしました県立文書館の方できれいに保存していただいております。市の文化財としての指定はされていなかったのですが、内容として貴重な史料であるということで市の指定を受けて、引き続き、文書館の方で保存していただくために、市として今回指定をいただきたいということで、内容について調査することになりました。調査した結果、担当者が吉野川市の遺産として重要な史料であり市の指定を受けておきたいということで、今回諮問するものでございます。

委員 所有者というのが(3)の場合は指定できていないのでお寺になっていると思うのですが、(1)も所有者が変わっていないですね。

近藤生涯学習課長 (1)も所有者は梯さんのままなのですが、史料等の提供は承諾を受けていて、なおかつ市の文化財として指定されることについても承諾を受けておりますが、所有は市には移されていないものでございます。

委員 そうしましたら(3)の朱書き部分に関しては、市の指定を受けないという意味でしょうか。

近藤生涯学習課長 報恩寺についてでしょうか。担当者が報恩寺に赴きまして、説明をさせていただきましたが、今回は遠慮させてください、という回答がありました。

委員 分かりました。

栗洲教育長 ほか何かございませんか。

委員 この資料は文書館が作成されたのですか。

栗洲教育長 この配付された資料の基は文書館が作成されたのですか、という質問ですか。

近藤生涯学習課長	猪井達雄さんが書かれた丹兵衛日記という本を基に担当者が作成した資料でございます。
栗 洲 教 育 長	生涯学習課の担当者がということでしょうか。
近藤生涯学習課長	はい、そうです。
栗 洲 教 育 長	文化財に指定されると格が上がるということ以外に何かメリットはあるのですか。
近藤生涯学習課長	補助金等を活用し、痛んだ部分の補修等を行ったりすることができます。指定しなければ、個人負担での補修となります。
栗 洲 教 育 長	<p>それではただいまの件について、文化財保護審議会への諮問ということでよろしいでしょうか。異議なしと認めます。本案は原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案（２）及び報告事項（１）指定校変更及び区域外就学の件でございますが、公にすることが適当でない案件であるため、会議規則第６条第２項の規定により、非公開としてよろしいか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>承認いただきましたので、非公開とします。</p> <p><b>【非公開】</b></p> <p>それでは報告事項（２）「令和５年二十歳を祝う会及び第６９回徳島駅伝」について事務局より説明をお願いします。</p>
近藤生涯学習課長	<p>報告事項（２）令和５年二十歳を祝う会及び第６９回徳島駅伝についてご報告させていただきます。資料３ページをご覧ください。</p> <p>まず、１月３日に開催いたしました「二十歳を祝う会」についてでございます。「二十歳を祝う会」は、検温・手指消毒・バーコード付き案内メールによる入場確認など、新型コロナウイルス感染症への万全の対策を行い、開催致しました。</p> <p>資料にございますように、「二十歳を祝う会」対象者は３３４人、うち申込者数は２７０人、出席者数は２５２人でした。</p> <p>祝う会当日の運営に関しましては、祝う会実行委員会及び市教育委員会全体で取り組むとともに、関係機関とも連携し、また、市議会議長や教育委員の方々にもご出席いただきまして、全体においてスムーズに開催できたと思います。大変お世話になりました。</p> <p>続きまして、１月４日・５日、２日間で開催された第６９回徳島駅伝についての報告でございます。</p> <p>吉野川市選手団としましては入賞となる８位を目標に、若い力で大会に挑み懸命にたすきをつなぎました。しかしながら、前回大会と同様、１０位という結果でございました。９位の阿波市とは５９秒差、入賞となる８位名西郡とは２分３２秒差となっており、昨年以上に最終区の最後の最後まで順位を争った内容でございました。言い訳となるかも知れませんが、チーム事情としまして、県外の実業団で活躍するふるさと選手が帰郷できなかつたり、大会本番に体調不良となる選手も出るという厳しい状況下での戦いでございました。中学生総合成績並びに、女子総合成績は８位でございました。中学生総合成績では、総合順位８位の名西郡に３分２５秒差で、女子総合成績では、総合成績９位の阿波市に２６秒差で勝利しており</p>

ます。このことから、若い選手一人一人が力をつけ成長し、継続して大会に出場出来る選手が顕著に育っている結果でございます。

次回大会では入賞に手が届く力が確実についていますので、今後も引き続き、選手育成・強化に努めて参ります。以上です。

栗洲教育長 それではただいまの2件の報告について、ご質問、ご意見ございませんか。

委 員 教育委員会の皆さんのすごい応援というか努力に感謝しております。

栗洲教育長 よろしいでしょうか。それではないようですので、教育長報告に移ります。  
報告関係資料をご覧ください。

1月3日でございます。今、報告がありました二十歳を祝う会が昨年、今年と実施することができました。駅伝についてはここに書いてあるとおりです。10日でございますが、学校が始まっております。コロナについては若干流行っている学校もあり学年閉鎖をした学校が2校ほどございました。今は全校通常どおりの学びとなっております。20日ですが、県教委の人事異動の校長の一次面接、人事異動が始まっております。27日、本日でございます、定例教育委員会。そしてその後、10時30分より総合教育会議の実施となっております。以上でございます。

それでは2月の定例教育委員会の開催日時について事務局よりお願いいたします。

小林教育総務課長 2月の定例教育委員会ですが、2月22日(水)10時からとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

栗洲教育長 2月22日(水)10時ということで構いませんか。  
それでは2月22日(水)午前10時からということでよろしく申し上げます。  
以上をもちまして、本日の定例会を閉じることとします。